

香川県身体障害者療護施設たまも園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第20号

香川県身体障害者療護施設たまも園規則の一部を改正する規則

香川県身体障害者療護施設たまも園規則（平成17年香川県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県障害者支援施設たまも園規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県障害者支援施設たまも園条例</u>（昭和39年香川県条例第13号。以下「<u>条例</u>」という。）第5条第5項及び第11条の規定に基づき、<u>香川県障害者支援施設たまも園</u>（以下「<u>たまも園</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定員）</p> <p>第2条 <u>たまも園の定員は、当該施設において行われる業務のうち、条例第2条の施設入所支援に係るものにあつては100人とし、生活介護に係るものにあつては120人とする。</u></p> <p>（指定管理者による管理の基準等）</p> <p>第3条 <u>条例第5条第5項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 <u>条例第5条第5項の規則で定める業務はたまも園の維持管理及び利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県身体障害者療護施設たまも園規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県身体障害者療護施設たまも園条例</u>（昭和39年香川県条例第13号）第5条第5項及び第11条の規定に基づき、<u>香川県身体障害者療護施設たまも園</u>（以下「<u>たまも園</u>」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定員）</p> <p>第2条 <u>たまも園の入所定員は100人とし、通所定員は20人とする。</u></p> <p>（指定管理者による管理の基準等）</p> <p>第3条 <u>香川県身体障害者療護施設たまも園条例</u>第5条第5項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 <u>香川県身体障害者療護施設たまも園条例</u>第5条第5項の規則で定める業務は、<u>たまも園の維持管理及び利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。